

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 26 年
2 月 4 日
(火曜日)

目次

規則	河川法施行細則の一部を改正する規則(河川課).....	一
告示	瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課).....	一
	瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課).....	四
	保安林予定森林(美祢市)(森林整備課).....	八
	県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要 な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示の一部改正(会計課).....	八
	県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競 争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関す る告示の一部改正(物品管理課).....	八
公告	一般競争入札の実施(二件)(税務課).....	九
	一般競争入札の実施(二件)(情報企画課).....	二
	県営三見河内地区中山間地域総合整備事業の換地処分(農村整備課).....	五
	一般競争入札の実施(水産振興課).....	五
雑報	県報の正誤(平成二十六年一月十四日山口県告示第十四号ほか五件).....	一六



河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年二月四日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

山口県規則第二号

河川法施行細則の一部を改正する規則

河川法施行細則(昭和四十年山口県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。
第四条中「許可」の下に「、登録」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第四十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基
づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前
評価に関する事項を記載した書面は、平成二十六年二月四日から同月二十四日までの
間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧
に供する。

平成二十六年二月四日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 東ソー株式会社

住 所 周南市開成町四五六〇番地

二 工場又は事業場の名称及び所在地

種 類	水素イオン濃度 (水素指数)		化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質 量		窒素 の		燃 の		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	通	最	通	最	通	最	通	最	通	最	
二七一イ	一〇	一三	四	六	二〇七	四〇〇	一、一六三〇	二、七〇〇	〇・〇四	〇・〇六	三三三三

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	能 (m ³ /日)		工 事 着 手		工 事 完 成		使 用 開 始		使 用 の 方 法	
	年	月	年	月	年	月	年	月	間 使 用 時 間	時 り 一 日 当 た り の 使 用 時 間
二七一イ	四〇八	二、二五	平成二六、 二、二五	平成二六、 三、三〇	平成二六、 一、〇、 一	連 続	二 四 時 間	変 動 な し		
二七〇口 (二基)	二八八	三、八四	"	"	"	"	"	"	"	"
二七〇又	一四四	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	二二〇	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	七七	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	四三	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	二四	"	"	"	"	"	"	"	"	"

備考 「二七一イ」、「二七〇口」及び「二七〇又」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する過施設、遠心分離機及び廃ガス洗浄施設をいう。

三 名称 東ソー株式会社南陽事業所
所在地 周南市開成町四五六〇番地
特定施設に関する事項
種類、構造及び使用時間間隔等

総合排水処理施設		中和処理施設	
処理後	処理前	処理後	処理前
"	八	六	三
"	"	九、六	一、四
"	三	"	二、三
"	五	"	二、三
一〇	一四〇	"	一八三
二〇	二八〇	"	一八三
"	一	"	"
"	一・三	"	四九
"	二・二	"	四九
"	〇・一	"	"
"	〇・二	"	"
"	二、九四〇、五〇八	"	一、八八九
"	二、九四〇、五〇八	"	一、八八九

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排水の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
"	八	通 常	通 常	二、九四〇、五〇八
"	九、六	最 大	最 大	一、四〇〇、四〇〇
三	二・五	通 常	通 常	一、四〇〇、四〇〇
五	四・三	最 大	最 大	一、四〇〇、四〇〇
一〇	六	通 常	通 常	一、四〇〇、四〇〇
二〇	三	最 大	最 大	一、四〇〇、四〇〇
"	一	通 常	通 常	一、四〇〇、四〇〇
一・三	〇・九	最 大	最 大	一、四〇〇、四〇〇
二・二	一・二	通 常	通 常	一、四〇〇、四〇〇
"	〇・一	最 大	最 大	一、四〇〇、四〇〇
"	〇・二	通 常	通 常	一、四〇〇、四〇〇
二、九四〇、五〇八	一、四〇〇、四〇〇	最 大	最 大	一、四〇〇、四〇〇
二、九四〇、五〇八	一、四〇〇、四〇〇	通 常	通 常	一、四〇〇、四〇〇

山口県告示第四十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十六年二月四日から同月二十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀 則

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東ソー株式会社
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東ソー株式会社南陽事業所

- 三 所在地 周南市開成町四五六〇番地
特定施設の種別
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設
- 四 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	項目		種 類	項目	種 類	項目
	通	大				
二七〇イ	変更後	変更前	水素イオン濃度 (水素指数)	六	化学的酸素要求量 (mg/l)	二二・七
	変更後	変更前		八		二二・七
"	変更後	変更前	浮遊物質 (mg/l)	四四〇	窒素 (mg/l)	三・八七〇
	変更後	変更前		四四〇		五・八〇〇
"	変更後	変更前	燐 (mg/l)	〇・〇四	汚水等の一日当たりの量 (m³)	二二
	変更後	変更前		〇・〇六		二二
"	変更後	変更前	"	六	"	二二
	変更後	変更前		七		二二
"	変更後	変更前	"	九	"	二二
	変更後	変更前		六		二二
"	変更後	変更前	"	六	"	二二
	変更後	変更前		一		二二
"	変更後	変更前	"	一	"	二二
	変更後	変更前		二		二二

備考 「二七〇イ」とは、水質汚濁防止法施行令別表第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設をいう。

(二) 汚水等の処理施設の種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	項目		種 類	項目	種 類	項目
	変更後	変更前				
排水蒸留塔	鉄製	鉄製・樹脂ライ	能 (m³/日)	七〇	処理の方式	蒸留
	鉄製	鉄製・樹脂ライ		七〇		蒸留
中和処理施設	コンクリート製	コンクリート製	使用時間間隔	二四時間	季節的変動の概要	変動なし
	コンクリート製	コンクリート製		二四時間		変動なし
排水蒸留塔	鉄製	鉄製・樹脂ライ	使用時間間隔	二四時間	工事着手予定年月日	平成二六、二五
	鉄製	鉄製・樹脂ライ		二四時間		平成二六、二五
中和処理施設	コンクリート製	コンクリート製	使用時間間隔	二四時間	工事完成予定年月日	平成二六、三〇
	コンクリート製	コンクリート製		二四時間		平成二六、三〇
排水蒸留塔	鉄製	鉄製・樹脂ライ	使用時間間隔	二四時間	使用開始予定年月日	平成二六、〇一
	鉄製	鉄製・樹脂ライ		二四時間		平成二六、〇一

(既)

(設)

種 類	排水蒸留塔			中和処理施設				排水蒸留塔				項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値																								
	処理前		処理後	処理前		処理後		処理前		処理後					通 常 最 大	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg / l)	浮 遊 物 質 量 (mg / l)	鉍 油 類 (mg / l)	窒 素 (mg / l)	磷 (mg / l)	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)																
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後																												
		五		五		六		三		六		三		五		〇・八		〇・八		一〇		一〇		検出せず		四五		四五		〇・〇四		〇・〇六		五七六		五七六		
				六		六		三		五		四		五		〇・八		〇・八		一〇		一〇		検出せず		四五		四五		〇・〇四		〇・〇六		四六五		四六五		
				九		八		五		四		一		一		二・三		三		一五三		二七二		一五三		五九八		五九八		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三		一五三		五九八		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
				二		三		三		三		三		〃		〃		〃		一五三																		

No. 2 排水口		No. 1 排水口		排水口		項目	排出水の汚染状態
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前		
"	"	"	八	通	水素イオン濃度 (水素指数)	最大	排出水の一日当たりの量 (m ³)
"	"	"	九	常	化学的酸素要求量 (mg/l)	最大	常
"	三	"	二・五	最	浮遊物質 (mg/l)	最大	最
"	五	"	四・三	大	油類 (mg/l)	最大	大
"	一〇	"	六	通	窒素 (mg/l)	最大	通
"	二〇	"	一三	常	リン (mg/l)	最大	常
"	"	"	一	最	窒素 (mg/l)	最大	最
"	一・三	"	〇・九	大	窒素 (mg/l)	最大	大
"	二・二	"	一・二	通	窒素 (mg/l)	最大	通
"	"	"	〇・一	常	窒素 (mg/l)	最大	常
"	"	"	〇・二	最	窒素 (mg/l)	最大	最
"	二、九四〇、五〇八	"	一四〇、四〇〇	大	窒素 (mg/l)	最大	大
"	二、九四〇、五〇八	"	二四〇、四〇〇	通	窒素 (mg/l)	最大	通
"	"	"	"	常	窒素 (mg/l)	最大	常
"	"	"	"	最	窒素 (mg/l)	最大	最

五 排水水の汚染状態の値及び排水の量

総合排水処理施設		酸化分解処理槽				中和処理施設	
処理後		処理前		処理後		処理前	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"	"	"	八	"	"	"	九
"	"	"	九	"	"	"	〇
"	"	"	三	二二七・七	一一三・六	三九九・五	三三三・三
"	"	"	五	二二七・七	一一三・六	三九九・五	三三三・三
"	一〇	"	一四〇	"	"	"	五
"	二〇	"	二八〇	"	"	"	五
"	"	"	一	"	"	"	検出せず
"	"	"	一・三	一八七・七	一一七・六	二四八・九	二二二・八
"	"	"	二・二	一八七・七	二六四・八	二四八・九	三三三・〇
"	"	"	〇・一	"	"	"	"
"	"	"	〇・二	"	"	"	"
"	"	"	二、九四〇、五〇八	二、三七六	二、八六五	二、一八八	二、六七七
"	"	"	二、九四〇、五〇八	二、三七六	二、八六五	二、一八八	二、六七七
"	"	"	二、九四〇、五〇八	二、三七六	二、八六五	二、一八八	二、六七七

山口県告示第四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十六年二月四日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀 則

一 保安林予定森林の所在場所

美祢市西厚保町原字神原一七五六、字玄重一七五八、一七六四、一七六九、一七七一の八、一七七一の二五から一七七一の二七まで、二二三八の二、字甲平一七七三の三、字榎原二二三九の一、二二三九の七、二二四一、字椎原二二六三、字高平二二七〇から二二七三まで、二二〇〇、字須多尾二二二二の一、二二二二五

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
美祢市西厚保町原字神原一七五六・字玄重一七五八・字榎原二二三九の一・二二三九の七・字高平二二七二・二二〇〇（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

美祢市美東町真名字割敷四八九（次の図に示す部分に限る。）、四九〇、四九一、四九一の一、四九二から四九五まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

美祢市美東町真名字割敷四八九・四九〇・四九四・四九五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四十九号

県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示（平成二十五年山口県告示第五十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月四日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀 則

二中「電子県庁基幹システム再構築業務」の下に「サーバ用プリンタ操作業務」を加える。

山口県告示第五十号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成二十五年山口県告示第五十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月四日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「電気」を「電気 税務システム用機器」に、「サーバ用プリンタ」を「サーバ用プリンタ 人事給与福利厚生システム用機器」に改める。



(二九) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十六年二月四日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称
電気

(二) 物品等の予定数量
五百万四千キロワット時

(三) 物品等の特質等
入札説明書及び仕様書による。

(四) 納入期間
平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間

(五) 納入場所
山口県岩国総合庁舎及び山口県民文化ホールいわくに

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十五年山口県告示第二六六十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十五年山口県告示第五十三号)に基づき資格審査において、電気について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三条第一項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第十六条の二第一項の規定による特定規模電気事業の届出をしている者であること。

三 契約条項を示す場所
岩国市三笠町一丁目一番一号 岩国県税事務所総務課

四 入札説明書及び仕様書の交付
平成二十六年二月五日から同月十九日までの午前九時から午後四時三十分までの間、岩国県税事務所総務課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法
落札の決定は、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所
岩国県税事務所総務課

(三) 受領期限
平成二十六年三月二十日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十六年三月二十四日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所
岩国市三笠町一丁目一番一号 山口県岩国総合庁舎第一会議室

- (二) 日時
平成二十六年三月二十四日午後二時
- 七 入札保証金
免除する。
- 八 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 (一) 入札参加資格のない者がした入札
 (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
 (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
 (一) 契約担当者
岩国県税事務所長 西生 公一
 (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 (三) 契約書の作成の要否
要
 (四) 契約保証金
免除する。
 (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
 (六) 詳細については、岩国県税事務所総務課(電話〇八二七―二九―一五〇〇)に問い合わせること。
- 十一 Summary
 (1) Branch office in charge of contract: Iwakuni Prefectural Taxation Office, Yamaguchi Prefectural Government
 (2) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity, 5,004 thousand kWh.
 (3) Delivery period: April 1, 2014 to March 31, 2017
 (4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Iwakuni Branch Building and Kenmin Bunka Hall Iwakuni

- (5) Section in charge of procurement and contact point for the notice: Iwakuni Prefectural Taxation Office, 1-1-1 Mikasa-cho, Iwakuni-shi (Tel. 0827-29-1500)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., March 20, 2014
 (In case of bringing a tender: 2:00 P.M., March 24, 2014)
- (三〇) 一般競争入札の実施
 次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。
 平成二十六年二月四日
 山口県知事職務代理者
 山口県副知事 藤 部 秀 則
- 一 入札に付する事項
 次に掲げる物品の借入れ
 (一) 物品の名称及び数量
 税務システム用機器 一式
 (二) 物品の特質等
 入札説明書及び仕様書による。
 (三) 使用期間
 平成二十六年六月一日から平成三十一年五月三十一日までの間
 (四) 使用場所
 山口県総合企画部情報企画課電子計算機室及び山口県総務部税務課
- 二 入札参加資格
 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第百十六号。以下「政令」という。)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
 (二) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十五年山口県告示第百六十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れ

の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十五年山口県告示第五十三号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) 平成二十六年二月四日から同年三月二十六日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 平成二十一年四月一日から平成二十六年二月四日までの間に、国又は地方公共団体(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人を含む。)

に一旦掲げる物品又はこれに類似する物品を納入した実績を有していること。

(七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者(当該者から再委託を受けた者を含む。)でないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県総務部税務課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県総務部税務課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県総務部税務課

(三) 受領期限

平成二十六年三月二十五日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十六年三月二十六日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県総務部三号会議室

(二) 日時

平成二十六年三月二十六日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事職務代理人

(二) 山口県副知事 藤部 秀則

(三) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(四) 契約書の作成の要否

要

(五) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十六年二月十八日午後五時十五分までに山口県総務部税務課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十六年二月二十八日までに発送する。

1 入札参加資格確認申請書

2 納税証明書

3 一に掲げる物品又はこれに類似する物品を納入した実績について記載した書面

(六) 契約保証金

免除する。

(七) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(八) 詳細については、山口県総務部税務課(電話〇八三一九三三―二九三)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government

- (2) Nature and quantity of the products to be leased : A set of taxation computer system machinery
- (3) Use term : From June 1, 2014 to May 31, 2019
- (4) Use place : Computer Office, Information Technology Planning Division, General Planning Department and Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice : Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-2293)
- (6) Time-limit for tender : 5:15 P.M., March 25, 2014 (In case of bringing a tender : 2:00 P.M., March 26, 2014)

(三二) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十六年二月四日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀則

- 一 入札に付する事項
 - (一) 次に掲げる物品等の借入れ
 - (二) 物品等の名称及び数量
 - (三) 人事給与福利厚生システム用機器 一式
 - (四) 物品等の特質等
 - (五) 入札説明書及び仕様書による。
 - (六) 使用期間
 - (七) 平成二十六年七月二十四日から平成三十一年七月二十三日までの間
 - (八) 使用場所
 - (九) 山口県総合企画部情報企画課
 - (十) 入札参加資格
 - (十一) 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (十二) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

- (一) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (二) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十五年山口県告示第百六十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十五年山口県告示第五十三号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
- (三) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- (四) 平成二十六年二月四日から同年三月二十四日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (五) 平成二十一年四月一日から平成二十六年二月四日までの間に、国又は地方公共団体(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人を含む。)に一回掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績を有していること。
- (六) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者(当該者から再委託を受けた者を含む。)でないこと。
- (七) 契約条項を示す場所
- (八) 山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課
- (九) 入札説明書及び仕様書の交付
- (十) 山口県総合企画部情報企画課において交付する。
- (十一) 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
- (十二) 記載方法
 - (一) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (二) 提出場所
 - (三) 山口県総合企画部情報企画課
 - (四) 受領期限

平成二十六年三月二十日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十六年三月二十四日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所 山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課研修室

(二) 日時 平成二十六年三月二十四日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第五百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀則

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十六年二月十八日午後五時十五分までに山口県総合企画部情報企画課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十六年三月十四日までに発送する。

1 入札参加資格確認申請書

2 納税証明書

3 一に掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績について記載した書面

(五) 契約保証金

免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県総合企画部情報企画課(電話〇八三一九三三一一二八六〇)に問い合わせるよう。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of equipment for a system of personnel affairs, salaries and welfare programs

(3) Use term: From July 24, 2014 to July 23, 2019

(4) Use place: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-2860)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., March 20, 2014 (In case of bringing a tender: 11:00 A.M., March 24, 2014)

(三二) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十六年二月四日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀則

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

サーバ用プリンタ操作業務 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間
 (四) 履行場所
 山口県総合企画部情報企画課

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 政令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十五年山口県告示第二百六十二号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十五年山口県告示第五十二号)に基づき資格審査において、システムの保守、維持及び運用管理について特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 平成二十六年二月四日から同年三月二十四日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県総合企画部情報企画課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県総合企画部情報企画課

(三) 受領期限

平成二十六年三月二十日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十六

年三月二十四日午後二時三十分)
 六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課研修室

(二) 日時

平成二十六年三月二十四日午後二時三十分

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事職務代理人

(二) 山口県副知事 藤部 秀則

(三) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨

(四) 契約書の作成の要否
 要

(五) 契約保証金
 免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県総合企画部情報企画課(電話〇八三一九三三二八六〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government

- (2) Nature and quantity of the service to be required : Operation of Printers for Servers
- (3) Fulfillment period : From April 1, 2014 to March 31, 2017
- (4) Fulfillment place : Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice : Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-2860)
- (6) Time-limit for tender : 5:15 P.M., March 20, 2014 (In case of bringing a tender : 2:30 P.M., March 24, 2014)

(三三三) 県営三見河内地区中山間地域総合整備事業の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営三見河内地区中山間地域総合整備事業の施行に係る地域の換地処分を次のとおり行いました。

平成二十六年二月四日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀則

- 一 換地処分の年月日
平成二十六年一月十六日
- 二 換地処分の内容
県営三見河内地区中山間地域総合整備事業換地計画書に記載された換地計画のとおり

(三四) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十六年二月四日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀則

一 入札に付する事項
次に掲げる物品等の購入

- (一) 物品等の名称
電気
- (二) 物品等の予定数量
二百八万四千キロワット時
- (三) 物品等の特質等
入札説明書及び仕様書による。
- (四) 納入期間
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間
- (五) 納入場所
山口県下関水産振興局及び下関漁港地方卸売市場

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
- (二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十五年山口県告示第二百六十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十五年山口県告示第五十三号)に基づく資格審査において、電気について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
- (四) 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三条第一項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第十六条の二第一項の規定による特定規模電気事業の届出をしている者であること。

三 契約条項を示す場所

下関市大和町一丁目一六番一号 山口県下関水産振興局総務課

四 入札説明書及び仕様書の交付

平成二十六年二月四日から同月二十一日までの午前九時から午後四時三十分までの

五 間、山口県下関水産振興局総務課において交付する。

(一) 記載方法
落札の決定は、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総

価で行い、当該総価に当該総価の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県下関水産振興局総務課

(三) 受領期限

平成二十六年三月二十日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十六年三月二十四日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所
下関市大和町二丁目一六番一号 山口県下関水産振興局六階会議室

(二) 日時

平成二十六年三月二十四日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県下関水産振興局長 金子 大

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県下関水産振興局総務課(電話〇八三一二六六一二二四一)に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of contract: Shimomoseki Fishery Development and Promotion Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity, 2,084,000 kWh.

(3) Delivery period: From April 1, 2014 to March 31, 2015

(4) Delivery place: Shimomoseki Fishery Development and Promotion Bureau, Yamaguchi Prefectural Government and Shimomoseki Fishing Port Local Wholesale Market

(5) Section in charge of procurement and Contact for inquiry: General Affairs Division, Shimomoseki Fishery Development and Promotion Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-266-2141)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., March 20, 2014

(In case of bringing a tender: 2:00 P.M., March 24, 2014)



正 誤

平成二十六年一月十四日山口県告示第十四号(臨港地区の分区の指定)

ページ	段	行	誤	正
三	下	左から 四 五	光市建設部都市政策課	光市建設部監理課

平成二十六年一月十四日山口県告示第十五号（臨港地区の分区の指定）

四	ページ	上	段	行		
					左から 九〇	誤
					光市建設部都市政策課	
					光市建設部監理課	正

平成二十六年一月十四日山口県告示第十六号（臨港地区の分区の指定）

四	ページ	下	段	行		
					一二三	誤
					下松市建設部都市計画課	
					下松市建設部土木課	正

平成二十六年一月十四日山口県告示第十七号（臨港地区の分区の指定）

五	ページ	上	段	行		
					四〇五	誤
					下松市建設部都市計画課	
					下松市建設部土木課	正

平成二十六年一月十四日山口県告示第十八号（臨港地区の分区の指定）

五	ページ	上	段	行		
					左から 一一二	誤
					下松市建設部都市計画課	
					下松市建設部土木課	正

平成二十六年一月十四日山口県告示第十九号（臨港地区の分区の指定）

五	ページ	下	段	行		
					一〇一	誤
					下松市建設部都市計画課	
					下松市建設部土木課	正

平成二十六年二月四日印刷
発行

発行所

山口県知事
山口市